

神戸医療産業都市 公益事業補助金交付要綱

平成 28 年 11 月 10 日 市長決定

令和 6 年 3 月 29 日 企画調整局局長(医療産業担当)最終改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、神戸医療産業都市の推進に資する公益事業を実施する公益法人に対し、市がその経費の一部又は全部を補助するにあたり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(用語の定義)

第 2 条 本要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業 当該補助金の交付の対象となる事務又は事業という。
- (2) 補助事業者 補助事業を行う者をいう。
- (3) 公益法人 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日法律第 49 号）第 4 条の認定を受けた公益社団法人および公益財団法人のことをいう。
- (4) 公益事業 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日法律第 49 号）第 4 条の認定にあたり公益目的事業として認められたもののことをいう。
- (5) 神戸医療産業都市公益事業推進寄附金 神戸医療産業都市の推進に資する公益事業を実施する公益法人の支援を目的として、市が募集する寄附金のことをいう。

(対象者)

第 3 条 当該補助金の対象者は、神戸医療産業都市公益事業推進寄附金事業登録要領第 4 条に基づき登録されている法人とする。

(対象経費)

第 4 条 当該補助金の対象となる経費は、補助事業者が当該年度内に実施する神戸医療産業都市の推進に資する公益事業に要する経費とする。ただし、次の各号に掲げる経費については、補助金の対象とならないものとする。

- (1) 他の公益法人その他団体への記念行事お祝い金、神事、祭り等に対する協賛金（公益法人が、その事業実施団体の一員として分担するものを除く）
- (2) 慶弔費
- (3) 飲食を主たる目的とした会合に係る経費

(4) 国、県、市及びその他の団体等から補助金等が交付される場合において、当該補助金等により充当される経費

(5) その他、市長が対象経費として不適当と認めるもの

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、神戸医療産業都市公益事業推進寄附金において、市長が定める期日までに当該補助事業者への支援を希望するものとして集まった寄附総額の原則として9割を限度に市長が決定するものとする。

(交付申請)

第6条 申請者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときには、次に掲げる書類を、市長に提出しなければならない。

(1) 補助金交付申請書（様式第1号）

(2) 補助事業等に係る事業計画書又はこれに代わる書類

(3) 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代わる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、補助金規則第18条第2項に基づき補助金の概算払を受けようとするときには、市長の定める期日までに前項に定める交付申請関係書類を市長に提出しなければならない。

3 補助事業者は、補助金の交付の申請をするときは、当該補助金にかかる消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れにかかる消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税にかかる仕入控除額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第7条 市長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により申請後1ヶ月以内に申請者に通知するものとする。

(1) 補助金交付決定通知書（様式第2号）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不適当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。

(1) 補助金不交付決定通知書（様式第3号）

(2) その他市長が必要と認める書類

- 3 市長は、第1項による交付決定を行うときは、前条第2項により補助金にかかる消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、当該消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額を減額するものとする。
- 4 市長は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金にかかる消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助事業の変更等)

- 第8条 補助事業者は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書(様式第4号)を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書(様式第6号)又は補助事業中止(廃止)承認通知書(様式第7号)により、補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の概算払の請求)

- 第9条 補助金は、第7条第1項の交付決定後、概算払することができる。補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。市長は、その請求内容が適当と認めたときは、補助事業者に対し、概算払で補助金を交付する。
- 2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を補助事業者へ支払うものとする。

(実績報告書の提出)

- 第10条 補助事業者は、補助金規則第15条に基づき補助事業の実績を報告しようとする時は、次に掲げる書類を当該補助事業の完了後、速やかに市長に提出しなければならない。
- (1) 補助事業実績報告書(様式第9号)
 - (2) 補助事業の実施状況が確認できる書類
 - (3) 補助事業に係る収支決算書又はこれに代わる書類
 - (4) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定及び精算)

- 第11条 市長は、補助金規則第16条による補助金の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに補助事業者へ通知するものとする。
- (1) 補助金額確定通知書(様式第10号)

(2) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定した交付額を超える額に相当する額の返還を命ずるものとする。
- 3 補助事業者は、市長から前項の請求があったときは、期限内に市長の指定する方法で精算しなければならない。

(補助金等の請求)

第 12 条 補助事業者等は、補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等請求書（様式第 11 号）を市長の定める期日までに 市長に提出しなければならない。

- 2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金等を補助事業者等に支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第 13 条 市長は、補助金規則第 19 条により補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第 12 号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金等の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金等を返還させるものとする。

(消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 14 条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金にかかる消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税の確定に伴う報告書（様式第 13 号）により速やかに市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずる。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、企画調整局局長（医療産業担当）が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 11 月 10 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は，令和6 年3月29日から施行する。